

ひかくほう

News
Letter

第46号

発行所/日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

シンポジウム

「債権法改正に関する比較法的検討」について

独日法律家協会 (DJJV) との共催で2014年2月21日 (金)・22日 (土)、ドイツ文化会館・OAGホールで開催するシンポジウムについて、実施内容が決定しました。日独いずれについても当該問題に精通した方々による実り多いシンポジウムになると期待しております。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

2月21日 (金) セッション1：債権法改正に関する概観

報告：奥田昌道 (前最高裁判事)

ユルゲン・シュミット-レンツ (BGH判事)

コメンテーター：柏木昇 (中央大学)

司会：新井誠 (中央大学)

セッション2：債務不履行法制

報告：山本豊 (京都大学)

ステファン・ローレンツ (ミュンヘン大学)

コメンテーター：滝沢昌彦 (一橋大学)

司会：笠井修 (中央大学)

セッション3：債権譲渡法制

報告：池田真朗 (慶應義塾大学) モーリッツ・ベルツ (フランクフルト大学)

コメンテーター：遠藤研一郎 (中央大学) 司会：伊藤壽英 (中央大学)

2月22日 (土) セッション4：消費者法と債権法改正

報告：松本恒雄 (独立行政法人国民生活センター)

カール・リーゼンフーパー (ボーフム大学)

コメンテーター：執行秀幸 (中央大学) 司会：山口成樹 (中央大学)

セッション5：人的担保と保証人保護

報告：山野目章夫 (早稲田大学) マティアス・ハーベルザック (ミュンヘン大学)

コメンテーター：小林明彦 (中央大学) 司会：本田純一 (中央大学)

セッション6：継続的契約の終了

報告：高田淳 (中央大学) マーク-フィリップ・ヴェラー (フライブルグ大学)

コメンテーター：升田純 (中央大学) 司会：古積健三郎 (中央大学)

総括：

コメンテーター：筒井健夫 (法務省民事局) マーク・デルナウア (中央大学)

総括：新井誠 (中央大学)



日本比較法研究所

所長 只木 誠

※詳細・参加申込は、ポスター・日本比較法研究所ウェブサイトをご覧ください。

http://www.chuo-u.ac.jp/research/institutes/comparative_law/

第26回中央大学学術シンポジウムに日本比較法研究所「法化社会のグローバル化と理論的実務的対応」が採択されました

学術シンポジウムは、3年間の研究期間を設け、共同研究の成果を広く社会へ発信し還元していくという理念の下に1980年から実施されています。

日本比較法研究所は、「法化社会のグローバル化と理論的実務的対応」という課題で研究計画を申請し、採択されました。この研究計画は、現代において、経済や社会のグローバル化の進展により生ずる多様な法的紛争を公正かつ迅速に解決することが喫緊の課題となっているなかで、当研究所が、「比較法研究を通じて世界平和に貢献すること」を理念として設立された経緯から、このような課題に向けて、総力をあげて取り組むことが責務であると考え、これまでの比較法研究の蓄積と実務的解決への貢献により、その成果を広く社会に披瀝することを目指すものです。

研究体制としては、2014年度から2016年度にかけて、次の6つの研究プロジェクトを設け、この個別研究プロジェクトを中心に、2016年度に予定される「学術シンポジウム」の実現に向けて、各種取り組みを実施していきます。

個別研究プロジェクト（カッコ内は主査）は次のとおりです。

【裁判規範の国際的平準化（植野妙実子）】

国境を超える紛争について、裁判内容や判決基準を「ヨーロッパ化」する近時の傾向を研究する。これにより、グローバル化の時代にあって、人権保護の規範的基準を標準化することの意義を明らかにし、わが国の対応に対する提言も行う。

【リーガルサービスのグローバル化と弁護士法（森勇）】

国境を超える紛争についてリーガルサービス提供の中心となる弁護士の行為規範とその規制のあり方を研究する。「弁護士法」という成文法の枠組みで対応するドイツ法を中心に、ヨーロッパ・アメリカ・アジアの研究者・実務家を中心に、グローバルなリーガルサービスと弁護士法の課題を探る。

【サイバースペースの法的課題と実務的対応（堤和通）】

情報技術の進展により、サイバースペースにおける新しい紛争が日々醸成されている。サイバースペースという性質上、国内規範の適用に実効性が担保されないこととなる一方、問題の影響は広く実体

社会にも及ぶという傾向がある。プライバシー、サイバー犯罪、プロバイダ責任を中心に、問題の背景と理論的実務的対応の必要性を検討する。

【環境規制のグローバル化と実務的対応（牛嶋仁）】

環境汚染等、つねに国境を越える可能性がある問題について、条約・各国法の整備が進みつつある一方、環境政策、規制監督当局の整合的な対応については、様々な問題が生じている。これらのトランスナショナルな性質を踏まえ、条約・各国法・規制監督当局の政策形成に関する研究を行う。

【生命倫理規範のグローバル化と実務的対応（只木誠）】

生殖医療、遺伝子ビジネス、臓器移植等の問題が容易に国境を越える現実に対して、各国の伝統的法理や法政策が対応に苦慮している。他方で、問題がグローバル化するにつれて、体系的な規範的枠組みや実務的対応の整備は喫緊の課題となっている。EU法・ドイツ法を中心に、英米・アジアにおける研究の現状と将来の課題を研究する。

【決済取引のグローバル化と実務的対応（福原紀彦）】

情報技術・金融技術の進展により、電子商取引・電子決済の取引実務が急速に増加している。各国の一般私法は国内の個別取引を想定し、電子的な取引や決済への対応が不十分である一方、電子的ネットワーク・決済システムなどのインフラ整備には途上国が熱心に取り組んでいる実体がある。そこで、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の条約整備・EU決済法をベースに、わが国の電子記録債権法等の諸法と比較し、電子的な決済取引の法的枠組みの整備と実務的対応を研究する。

今後は、上記の個別プロジェクトを中心として共同研究を進め、2016年度に開催する学術シンポジウムの準備として、ミニシンポジウム等も企画して行く予定です。

すでに、【リーガルサービスのグローバル化と弁護士法（森勇）】のプロジェクトにおいては、2014年度に実施する弁護士法のシンポジウムの計画について、企画を進めています。

皆様のご意見・ご協力を得てよりよい成果を築いていきたいと思っております。

身近な(?) 比較法

中央大学法曹会 寺本吉男



日頃、国内事件ばかりを扱っているのですが、およそ比較法という領域に足を踏み入れることはありません。弁護士登録後、四半世紀を超えますが、業務において、外国の法制度を調べたことは皆無に等しいです。

色々と、思い浮かべてみると、20年以上前のことですが、在日中国人間の裁判で、「合股」という制度が問題となったことがありました。日本での裁判のため、相手方代理人は、民法上の組合をベースに法律関係を主張していましたが、依頼者の話を聞くと、組合とは、どうも違うものらしいところまでは分かったのですが、具体的にどのようなものを法律構成することができませんでした。どうも、「合股」と呼ばれる制度であることは分かりましたが、戦前の制度のため、どうやって調べればいいのか、困ってしまいました。当時は、インターネットで検索するなどという便利な仕組みはないので、あちらこちらに問い合わせをしたところ、偶々、学部で中国語を習った先生が、アジア経済研究所の図書室に、「商事に関する慣行調査報告書—合股の研究—」東亜研究所という論文がある旨の連絡をくれました。早速、図書室に赴き、コピーをしてきました。昭和18年の文献でよくぞ残っていてくれたと感動した覚えがあります。事件の方は、この論文をベースに書面を作成し、その故か否かはともかくとして、依頼者に有利な和解で解決しました。

また、外国人の被疑者の刑事弁護を引き受けたときに、突然、「看守にいくら払えばいいのか。」という質問を受けたことがあります。どこの国の人と書くことはできませんが、この人の国では、看守にお金を払って、待遇を良くしてもらおうということが常識のようでした。当然その人の国でも、そのようなお金は賄賂として刑事罰の対象となるのですが、実際は払わないとひどい目に遭うそうです。日本ではそのようなことがないことを説明しましたが、なか

なか納得してくれませんでした。これは、法文上の比較法では出てこない法実務的な比較法でしょうか。

最近では、色々な分野で国際化が進んだ所為か、外国の法制度に関する問い合わせが来ることがあります。大半は、渉外事務所にご相談に行くように、アドバイスします。ただ、中には、詐欺事件ではないかと思われる問い合わせがあります。例えば、海外の不動産や鉱物資源に対する投資案件です。すべてがそれに当てはまるわけではないですが、土地所有権制度が認められていない国への不動産投資とか、外国人所有が認められていない国への投資とか、聞いただけで胡散臭いと思うことがあります。大抵、お金を渡したが戻らないということで相談に来るため、残念ながら、という回答が多くなってしまいます。このように騙されてしまう人は、日本にある法制度は、外国にもあると誤解されている方が多いです。土地所有権制度が未だにない国があるのですか、という問いかけに対し、実は意外と多いという話をすると驚かれることが多いです。また、外国人に所有を認めない国があるなどという、呆れる人もいます。この手の話は年々手がこんできて、「本来は土地所有権がないのですが、特別なルートでそれが取得できます。」という形で、ワンクッション入れることにより、より真実味を帯びた誘い文句が言われることもあります。国会議員に伝手があるとか、大臣に伝手があるとか、将軍に伝手があるとか、などというパターンもあります。いずれにしても、海外の法制度の無知につけ込まれたパターンです。今は、世界中の国々に投資がされる時代となり、どちらかというとなら開発途上国の方が利回りがいいため、つつい引っかかってしまうのかもしれませんが。欧米の先進的な法制度もいいのですが、世界の国の土地所有権制度みたいな身近な比較法も、実は結構役に立つことがあります。実学的な比較法もご検討いただければ幸いです。(てらもと よしお)

フライブルクとカールスルーエ

研究所員 (法学部教授) 畑尻 剛

「フライブルク大学のこと」

私は、現在、在外研究のためドイツ連邦共和国南西部、人口22万人のうち2万7000人が内外の学生という大学都市フライブルクに滞在しています。フライブルク大学(Albert-Ludwigs-Universität Freiburg)法学部は、ドイツの大学の中でも長い伝統(大学は550年、法学部も250年)を誇っています。2007年に出された創立550年記念論文集(5巻本)の第5巻(550 Jahre Albert-Ludwigs-Universität Freiburg Bd. 5, Institute und Seminare, 2007)には各学部の戦後のゼミナール・研究室が紹介されていますが、私の研究分野である公法関係の戦後の教授たちだけでもすごい陣容です。

T. Maunz, H. Gerber, W. Grewe, J. H.Kaiser, K. Hesse, K. Zeidler, M. Bullinger, H. Ehmke, W. Simon, E-W. Böckenförde, R. Wahl, T. Würtenberger, J. Schwarze, E.Benda, D. Murswiek, F. Schoch. これに、R. Poscher, M. Jestaedt などの実力派が続いています。また、以下で話題の A. Voßkuhle 長官(1963年生)も、連邦憲法裁判所の裁判官が唯一兼職を認められている仕事として、フライブルク大学教授(国家学・法哲学研究所第1部(国家学))を兼任しています。また、2008年から第一部の裁判官を務める J. Masing 判事(1959年生)もフライブルク大学出身で、やはり教授(公法研究所第5部(憲法))を兼任しています。

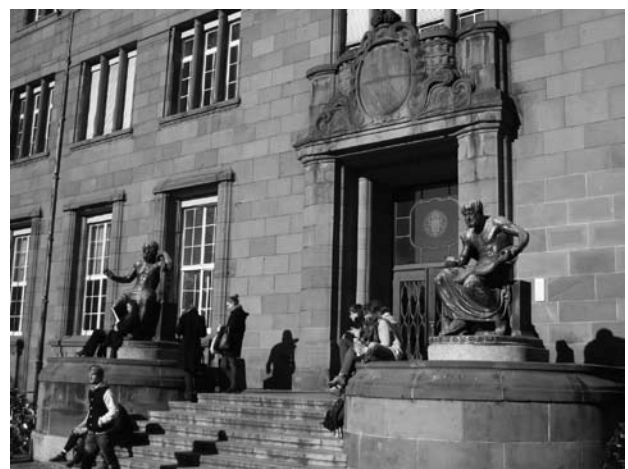
フライブルク大学法学部とは、比較法研究所共同研究(憲法裁判研究会)のメンバーが全員所属するドイツ憲法判例研究会と数回にわたるシンポジウム、共同研究など太い絆で結ばれています。また、私たち憲法研究者にとってフライブルク大学は、戦後ドイツ憲法学の泰斗の一人で連邦憲法裁判所の裁判官も務めた Hesse が永く教鞭をとった大学としても有名ですが、以前に留学したバイロイト大学の P. Häberle 教授(今回、教授の憲法裁判に関する37年間にわたる業績を編集・翻訳した『多元主義における憲法裁判』が日本比較法研究所翻訳叢書として刊行される予定です)と今回お世話になっている、T. Würtenberger 教授がいずれも、ヘッセ・ゼミナール出身であることにも、私個人にとって強い結びつきを感じています(写真は大学のシンボル、20世紀初頭の ユーゲント・シュテールの建物(Kollegiengebäude I)で、その入り口には校訓「真理は汝らを自由にする」が掲げられています)。

「連邦憲法裁判所のこと」

このフライブルクから同じバーデン・ヴュルテンベルク州を北に130kmのカールスルーエにあるのが連邦憲法裁判所(以下「連憲裁」)です。当地にきて、連憲裁がドイツの政治過程・社会においていかに大きな存在であるかをあらためて実感しました。連憲裁が登

場する話題を拾ってみます。

4月、反テロ情報法(ATD)の一部が違憲であるとの判決がありました。判決は、国際的テロリズムと戦うために警察と通信社が反テロ情報を共有するという制度それ自体の合憲性は認めました。しかし、それは憲法の保護する情報自己決定権からみて例外的にのみ許されるとして一定の歯止めの必要性を強調し、現行の反テロ情報法の規定は収集対象とその利用可能性に関して必要とされる明確性と必要性が十分ではない



と指摘しました。そのうえで、信書の秘密と住居の不可侵の権利を侵害して収集された情報を無制限に反テロ情報に組み入れることは違憲であるとして、当該規定の改正を求めました(4月28日第1部の判決)。

ドイツの憲法(基本法)は、違憲政党の存在を認めず、連憲裁によって違憲であるとされた政党は解散させられます(21条)。この政党の違憲確認手続で1950年代に二つの政党が解散を命じられました。2012年12月に極右政党であるドイツ国家民主党(NPD)に対して連邦参議院が禁止申請を決議しましたが、連邦政府は、3月20日この申請に参加しないことを明らかにしました。また、4月26日には連邦議会もSPDの申請提案を反対多数で否決しました。

4月から連日マスコミを賑わしているのが過激派NSU訴訟です。この訴訟では、トルコ系およびギリシア系の住民9人ほかを殺害した容疑でネオナチの地下組織「NSU」のメンバーがミュンヘンのバイエルン上級ラント裁判所で裁かれています。審理開始前に、「裁判の公開」に関して、連憲裁に対して憲法異議と仮処分の申請がありました。裁判所の傍聴席が100席しかないので他の部屋にも口頭弁論をビデオ中継するよう被告側が求めた憲法異議と仮処分の申請は退けられました(4月24日第2部第3部会の決定)。しかし、もう一つは訴えが認められました。問題は、裁判

傍聴の記者席の配分の際に裁判所が事務的に処理した結果、被害者の大半を占めトルコ国内でも非常に関心の高いトルコのメディアが訴訟を傍聴できない状況となったというものです。特別の配慮を求めるトルコ側の請求を裁判所が退けたため、トルコの新聞社が傍聴席確保の仮命令を求める訴えを提起しました。連憲裁はこれを認め、裁判所に対しトルコのメディアに最低3席を与えるか、記者席の配分をやり直すように命じました(4月12日第1部第3部会の決定)。

家族法関係でも、いくつかの注目すべき動きがありました。

まず、2月には、同性の生活パートナーシップに婚姻関係にある夫婦と同様の形での養子縁組を認めないことは憲法に違反するとの判決がありました(2月19日第1部判決)。

また、5月には、連憲裁は、所得税法上、夫婦に認められた分離課税を同性の生活パートナーシップに認めないことは、憲法の平等原則に違反するという決定を下しました(5月7日第2部決定)。これを受けて連邦議会は法改正の作業を開始しましたが、この決定に対しても、与党(CDU/CSUの有力な政治家からは、「連憲裁は政治に介入している」という批判が、また別の、夫婦とパートナーシップの同権化に批判的な政治家からは、「連憲裁は時代精神には従っているが、憲法には従っていない」という発言もありました(FAZ 2013. 6.10)。このように政治家が連憲裁の判断に対して明確に態度表明する姿も日常的な風景です。

さらに、5月8日には連憲裁が議会に対して改正を促したというニュースがありました。連憲裁は、2012年夏、土地の購入の際の土地取得税に関して、夫婦間の場合の例外措置が生活パートナーシップ関係にある者には適用されないことが違憲であるとの判決を下し、その中で、両者の平等な取り扱いを2010年12月以前にも遡及するよう要請しました(2012年7月18日第1部の決定)。これについて裁判所は、2012年末までという期限を付したのですが、この点に関する立法については、積極的な与党が多数の連邦議会と、この際他の税法上措置についても合わせて改正しようとするSPDなどの野党が多数の連邦参議院で折り合いがつかず、立法措置が遅れていました。そこで南ドイツ新聞の報道では、連憲裁が遡及的な平等取扱いを即座に確保するように連邦議会に要請したものです。記事は次のような言葉から始まっています:「警告のための発砲」。

連憲裁が判断するのは国内問題にとどまりません。ユーロ救済という今のドイツの国際的な立場からいえば極めて政治的で国際的にも影響の大きな問題も扱っています。

欧州中央銀行(EZB)による国債購入は、EU条約が禁ずる中銀による財政支援に当たると主張する憲法異議が約3万7000人という過去最大級の原告によって提起されました。その口頭弁論が6月11日から開かれ、EZBのJ. Asmussen専任理事が財政支援賛成の立場から、ドイツ連邦銀行のJ. Weidmann総裁が支

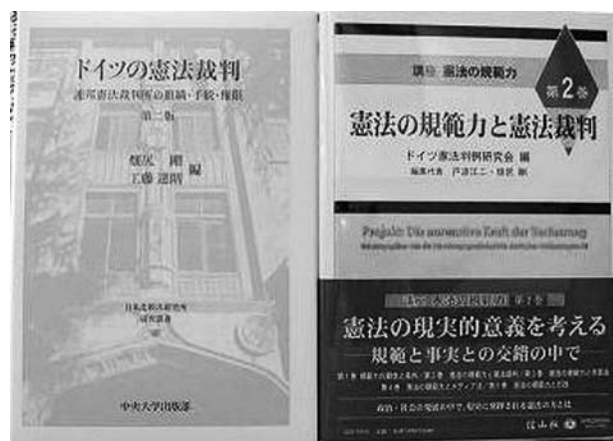
援反対の立場から法廷でそれぞれの主張を展開しました。この訴訟は、昨年の9月のE S M(欧州安定機構)によるユーロ救済に関する合憲判決(2012年9月12日の第2部判決)に続いて、憲法裁判所がユーロの金融政策について判断を下すものです。そもそも、このような問題を連憲裁が判断できるのかあるいは、すべきかという疑問も提示されています。しかし、昨年8月の世論調査によれば、ユーロ救済の措置について「判断すべきである」(62%)が「判断すべきでない」(37%)を大きく上回っています。また「連憲裁が状況を十分に審査できるようにするために救済方式に関するその判断(判決)に十分な時間をかけることは正しいと思いますか、あるいはこのような現今の危機において裁判所はできるだけ早く判決を下すべきだと思いますか。」という問いに対しては、「十分な時間をかける」(59%)が「迅速に判決を下す」(26%)の2倍を超えています(FAZ 2012. 8.22)。

これに関連してVoßkuhle長官は、国債購入がEZBの責務の範囲内かどうかを判断し国債購入の政策としての有効性は議論しないと発言しています。発言内容はともかく係争中の事件の判断について事件担当の部に属するとはいえ長官がこのような発言を行うこと自体、私たちににとって驚きです。このようにVoßkuhle長官をめぐる話題も結構目立ちます。たとえば、ボストンのテロ(爆破)事件を受けて、Friedrich(CSU)連邦内務大臣が監視カメラの強化を表明したことに関連して、あるインタビューでVoßkuhle長官がそれは適切ではないと発言しました。連邦内務大臣はこの発言を批判し、「政治をやりたいのであれば、連邦議会議員選挙に立候補したらいい」と応酬したことが連日取り上げられました(FAZ 2013. 4. 23)。

連憲裁がメディアに登場するのは今の問題だけではありません。たまたまつけたラジオの「今日は何の日」は、「連憲裁のイスラムスカーフ事件判決から10年」でした(Deutschlandfunk 2013. 9. 24)。

このように簡単に見ただけで、内政外交をめぐるさまざまな問題にさまざまな形で、連憲裁が深くかかわっていることがわかります。

今年(2013年)3月、日本比較法研究所の「共同研究基金」の助成を得て畑尻剛・工藤達朗編『ドイツの憲法裁判—ドイツ連邦憲法裁判所の制度・手続・権限



(第2版)』(写真)が出版されました。632頁の本書で書かれたことが、当地では日々動いているという感覚は、当然といえば当然のことですが、不思議なものです。

最後に、このような連憲裁を表すいくつかの言葉を紹介して、本稿を閉じます。

「連憲裁とその判例理論は、メルセデス・ベンツと並ぶドイツの輸出品の花形である」(J. E. ザイデル)、「ドイツが作った制度で最後まで残るのは、プロイセンの参謀本部と憲法裁判所である」(M. ドルオン)、「今や実際には、基本法は、連憲法がそれを解釈した形において妥当している」(R. スメント)、「『国民の名において』という判決様式は、いろいろな意味で誤解されています。国民の意思が判決の基準であると考えられているのです。しかし、連憲法は国民のそれぞれの意見から独立して判決を下さなければなりません。われわれは世論調査(Demoskopie)に従うべきでしょうか。『国民の名において』という判決様式が表現しているのは、民主主義国家において裁判所はその権威を主権者、つまり国民から導くということであって、それ以上でもそれ以下でもないのです。」(J. リンバハ連憲裁長官(当時)) (はたじり つよし)

第26期商議員について

10月25日に開催された所員会で所員会互選委員の改選がありました。第26期商議員は以下の構成です。

所 長 只木 誠
 法学部長 中島康予
 所員会互選
 伊藤壽英 遠藤研一郎 北井辰弥 古積健三郎
 鈴木彰雄 西村暢史 野澤紀雅 山内惟介
 事務局長 中村 晋 (敬称略)

最近の講演会・スタッフセミナー

(実施報告書より)

▽4月3日(水) Assoc. Prof. Miriam Gani (ミリアム・ガニ准教授) / オーストラリア国立大学 「近時のオーストラリアにおける刑法上の諸問題」

1995年の連邦刑法典制定の背景、その後の運用上の問題等について、コモンロー的な思考方法をとる法曹にとって、大陸法的な刑法典は必ずしもその狙い通りの運用がなされているわけではないなど、オーストラリアでの刑法典運用の実情、課題が理論的な説明を踏まえたうえで紹介・検討された。

▽ Prof. Theodore Christakis (テオドール・クリスタキス教授) / フランス・グルノーブル第2大学
 ・4月17日(水)・22日(月)・24日(水)の3回にわたり、「欧州人権法1～3」と題し、人権の普遍性、人権分野における司法積極主義、地域・宗教・イデオロギーの違いと人権とその現状について、学

生・大学院生への講義が行われた。

・4月22日(月)「分離と国際法」

国際法上の民族自決権の形成過程をたどり、外的自決権としての分離権が認められる範囲について、現代国際法における外的自決権、脱植民地化状況以外における分離権の不存在、脱植民地化状況以外における分離を規制する法原則への検討、コソボ事件(国際司法裁判所勧告的意見、2010年)についての若干のコメントがあった。

・4月24日(水)「フランスのマリ軍事干渉」

フランスのマリ軍事干渉について、国際法の観点から評価された。

▽5月27日(月) 王乃彦副教授 / 台湾・東呉大学 「2005年台湾刑法改正について—未遂犯と共犯に関する法改正を中心に」

市ヶ谷キャンパスで開催されたミニシンポジウム「台湾における刑法改正の現状」のなかで行われた講演。台湾の刑法改正について、改正に至る過程、改正の具体的内容、改正前の条項との比較、改正によって生じていると思われる変化・影響等について、詳細な報告された。このミニシンポジウムでは、ほかに李錫棟 / 中央警察大学副教授による「近時台湾における刑罰論に関する法改正について」、周慶東 / 中央警察大学助理教授による「台湾刑法における併合罪に関する近時の法改正について—代用の罰金刑との併科もあわせて」の講演のほか、余振華 / 中央警察大学教授、江玉女 / 玄奘大學助理教授、蔡孟兼 / 淡江大學兼任講師も参加してパネルディスカッションが行われた。

▽6月20日(木) Prof. Henning Rosenau (ヘニング・ローゼナウ教授) / ドイツ・アウグスブルク大学 “Der Notwehrexzess (過剰防衛)”

ドイツ刑法(StGB) 33条に規定される過剰防衛について、その問題点、根拠や事例が詳しく紹介され、比較法的検討がなされた。

▽6月29日(土) Prof. Lothar Kuhlen (ローター・クーレン教授) / ドイツ・マンハイム大学 “Aktuelle Änderungen im Verstaendnis des Gesetzlichkeitsprinzips (罪刑法定主義の今日的理解)”

刑事法の基礎である罪刑法定主義について、基礎的な議論から現代的な争点までを取り上げた報告がなされた。

▽7月1日(月) Prof. Alex Glashauser (アレックス・グラスハウザー教授) / アメリカ・ウォッシュバーン大学

“International Torts, Domestic Courts, and the Import of Extraterritoriality”

連邦外国人不法行為法の管轄権について講演が行

われた。報告原稿の翻訳を『比較法雑誌』にて発表予定である。

▽7月25日(木) Prof. Keith Vetter (キース・ヴェッター教授) / アメリカ・ローヨラ大学 “Some Remaining Fundamental Differences Between the Civil and Common Law Systems-with an Interactive Discussion of the Japanese Civil Code”

コモン・ローとヨーロッパ大陸法について、比較法学の視点から講演がなされた。日本の法継受についても、興味深い見解が示された。

▽7月27日(土) Prof. Dr. Evert Verhulp (エーベルト・フェアフルプ教授) / オランダ・アムステルダム大学

“Collective Labor Agreement in the Netherlands”

ドイツ協約法、とりわけジンハイマー協約理論の影響を受けつつも、オランダでは独自の協約法理と協約法を形成してきた。とくに産業別の協約とともにオランダでは企業別協約が重要な役割を果たしており、近年とくに分権化や柔軟化の傾向を強めている。もともと分権化(企業レベルの団体交渉)が極端なまでに発展してきた日本の協約法制にとって、オランダの協約法理の展開は、日本法の今後の在り方を考えるうえで、重要な示唆をあたえるものであった。

▽9月10日(火) Prof. Dr. jur. Rudolf Streinz (ルドルフ・シュトラインツ教授) / ドイツ・ミュンヘン大学 「ドイツにおける憲法裁判所の役割と機能」

連邦憲法裁判所の任務と組織について概観した後、この裁判所をめぐる政治家動向や、法理念等についての幅広い説明がなされた。

▽9月24日(火) 趙輝准教授 / 中国・上海大学 「中国刑法における組織犯と日本刑法における共謀共同正犯に関する比較法的研究」

中国刑法に日本の共謀共同正犯の概念と理論を導入することについて考察された。

▽10月16日(水) Dr. Reinhard Bispinck (ラインハルト・ビスピンク氏) / ドイツ・ハンスベックラー経済・社会学研究所副所長 「ドイツにおける協約システムの空洞化と安定化の可能性」

労働協約の適用をうける労働者の低下について、工務部門と情報産業や小売業の割合に乖離があること等システムの変化があることが紹介され、その安定化のために必要な下からの安定化、つまり、労働組合自身による安定化の努力であり、もうひとつは、上からの安定化というべき政策による安定化が必要であることが指摘された。とくに、政策による安定化については、労働市場の再規制、法定最低賃金、一般的拘束力宣言制度の改革等について、具体例な内容が紹介された。

▽10月17日(木) Dr. Reinhard Bispinck (ラインハルト・ビスピンク氏) / ドイツ・ハンスベックラー経済・社会学研究所副所長 「ドイツにおける低賃金労働部門の拡大とその対応」

ドイツにおいていわゆる低賃金労働者とは、賃金中位置の3分の2以下の賃金である労働者を意味するが、1995年に約600万人であったものが2011年には800万人に増大し、低賃金労働者が労働者全体に占める割合は19%から24%となっている。その要因は、労働市場の規制緩和による非正規雇用の増大、労働協約の意義の低下、組合組織率の低下等が考えられる。ただ、その増大は一律ではなく、業種的には繊維業、理髪業、清掃業で8割以上、飲食業、小売業等で7割以上と多く、性別では男性よりも女性、年齢的にはとくに若年者が6割と多い。なかでも、労働者が税・社会保険料の納入義務を負わない450ユーロ以下のMinijobでは7割を占める。低賃金労働者の増加の対策として議論されている最低賃金制度について、現行制度の問題点が紹介され、現在、大きな政治的課題として議論されている法定最低賃金制度の内容と、一緒に進めるべき他の改革について講演された。

▽9月24日(火) Prof. Dr. Ulrich Becker (ウルリッヒ・ベッカー教授) / ドイツ・マックスプランク社会科学研究所 「ドイツ社会法講義」

ドイツ社会法の沿革と、統計に依拠した社会法の基本理念と現実の運用が講じられた。ドイツ社会法の体系と個別な保険制度との関連性がうまく講述されており、年金制度に関する連邦憲法裁判所の判決の紹介もきわめて興味深いものであった。

新任所員紹介

以下6名が新たに所員に加わりました。

○柴田憲司(しばた けんじ)



2013年度より法学部助教。専門は公法学(憲法)。

○通山昭治(とおりのやま しょうじ)



九州国際大学教授を経て2013年度より法学部教授。専門は公法学・現代中国法。

○新田秀樹(にった ひでき)



大正大学人間学部教授を経て2013年度より法学部教授。専門は社会保障法。

○ Marc Dernauer (マーク・デルナウア)



2013年度より法学部准教授。専門は民法・知的財産法・比較法。

○ 高橋直哉 (たかはし なおや)



駿河台大学法科大学院教授を経て2013年度より法科大学院教授。専門は刑法。

○ 宮下 紘 (みやした ひろし)



駿河台大学准教授を経て2013年度より総合政策学部准教授。専門は憲法。

ツ法学」(佐藤恵太)／12「現代議会制の比較法的研究」(植野妙実子)／13「現代アメリカ商取引法の研究」(平泉貴士)／14「家族の現代的変容と家族法」(野澤紀雅)／15「金融取引に関する比較法的研究」(伊藤壽英)／16「電子商取引・電子決済と法制度に関する総合的研究」(福原紀彦)／17「独禁法(競争法)の国際比較」(金井貴嗣)／18「アメリカ統一商事法典(UCC)研究」(伊藤壽英)／19「労使関係の現代的展開と労働法」(山田省三)／20「「権利」をめぐる法理論」(松原光宏)／21「法オントロジーの研究」(津野義堂)／22「21世紀におけるコーポレート＝ガバナンスの在り方」(丸山秀平)／23「少年法制の比較法的研究」(椎橋隆幸)／24「中国の法制改革と日本」(李廷江)／25「国際法過程の研究」(北村泰三)／26「東アジアにおけるコーポレート・ガバナンス研究」(豊岳信昭)／27「損害賠償制度の比較法的研究」(北井辰弥)／28「フランス商法の現代化」(豊岳信昭)／29「著作権法の現代的展開」(佐藤恵太)／30「環境法政策の国際比較研究」(牛嶋仁)／31「日中刑事法の共同研究」(椎橋隆幸)／32「倒産手続における担保権の処遇に関する比較法的研究」(木川裕一郎)／33「労使関係再編過程の国際比較～団体交渉制度・労働者代表制度の調整方法を中心に」(毛塚勝利)／34「法／制度に対する数理科学的接近」(小宮靖毅)／35「アジア・ビジネス法の理論的研究」(伊藤壽英)／36「生命倫理と法」(只木誠)／37「ボアソナード民法の研究」(清水元)／38「日韓刑事司法制度の比較研究」(柳川重規)／39「日中公法の比較研究」(森光)／40「リーガル・サービスのグローバル化と法律家の責任」(伊藤壽英)／41「多角的小および多数当事者間債務関係の比較法研究」(遠藤研一郎)／42「理論と実務の融合に関する比較法的研究」(只木誠)

2013年度研究体制

▽メンバー

名誉研究所員 20名、研究所員 102名、
客員研究所員 12名、嘱託研究所員 270名

▽共同研究グループ

1「米国刑事法の動向の研究」(椎橋隆幸)／2「犯罪学・被害者学の比較研究」(伊藤康一郎)／3「憲法裁判の基礎理論」(畑尻剛)／4「法とコンピュータ」(津野義堂)／5「日独会社法の当面する問題の比較法的研究」(丸山秀平)／6「英米の近時の刑事立法の研究」(椎橋隆幸)／7「ドイツ刑事判例研究」(曲田統)／8「紛争解決の手続法的課題」(二羽和彦)／9「女性の権利」(植野妙実子)／10「標識保護法の国際調和に関する研究」(佐藤恵太)／11「スポー

新刊行図書ご紹介

- 研究叢書87 『法・制度・権利の今日的変容』 植野 妙実子 編著 [2013年3月25日刊行、定価：本体5,900円]
- 研究叢書88 『ドイツの憲法裁判 第2版』 工藤 達朗・畑尻 剛 編 [2013年3月30日刊行、定価：本体8,000円]
- 研究叢書89 『比較民事司法研究』 大村 雅彦 著 [2013年3月30日刊行、定価：本体3,800円]
- 研究叢書90 『国際刑事法』 中野目 善則 編 [2013年3月30日刊行、定価：本体6,700円]
- 研究叢書91 『犯罪学・刑事政策の新しい動向』 藤本 哲也 編 [2013年10月1日刊行、定価：本体4,600円]
- 翻訳叢書64 『アメリカの法曹教育』 W.M. サリバンほか著 柏木 昇 編訳 [2013年1月15日刊行、定価：本体3,600円]
- 翻訳叢書65 『ドイツ・ヨーロッパ・国際経済法論集』 I. ゼンガー著 鈴木 博人・山内 惟介編訳 [2013年3月1日刊行、定価：本体2,400円]

編集後記

本号は、第26期商議委員・常任幹事が選出されて初めての刊行です。常任幹事には、遠藤所員(研

究連絡部)、伊藤所員(国際協力部)、古積所員(資料部)、西村所員(雑誌部)、そして私北井(ニューズレター・シンポジウム担当)が選出されました。この場を借りて、ご報告いたします。(北井 記)